

答 申

1 審査会の結論

諮問第114号案件「30世教指第835号一式」について、一部開示決定とした文書のうち、別表に指定する部分は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和元年11月21日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区教育委員会に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「30世教指第835号一式」の行政情報開示請求に対し、世田谷区教育委員会が令和元年8月9日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 請求人は、〇〇であり、事故発生後、管理職及び世田谷区教育委員会が迅速かつ適切な対応を取ったかどうかを確認したい。
- ② 当時より、請求人はなるべく早い処分決定を再三お願いしており、〇〇にも関わらず、事故報告書の作成に時間がかかったこと及び世田谷区教育委員会が校長に対して催促を怠った理由については、説明責任を果たすべきであると考ええる。

そのためには、被害生徒と家族、通報者など個人情報を除いて、特に対応月日については開示すべきである。対応月日の開示は、行政の公正・適正な運営に支障を生じさせる要因になると実施機関は主張しているが、それは公正・適正な運営が行われていた場合の話であり、今回のように、遅延が発生している件に関しては、その月日を明らかにすることが重要であり、同じようなことの再発防止に繋がると思われる。

- ③ 本件事故報告書が確定される前に、学校側から〇〇に対し、事故報告書を作成している旨伝えられたことはなく、また報告書に〇〇のチェック作業が入ることはなかった。すなわち、この事故報告書は、学校及び世田谷区教育委員会の調査見解によってのみ作成されたものであり、請求人は、その調査内容の正確性及び客観性に確信を持つことができない。調査内容を開示することにより、第三者による客観的な判断を仰げるのではないかと考える。
- ④ 体罰は、公務員の職務上の不法行為にあたるため、その内容を明らかにすることが、体罰を犯した者のプライバシーを侵害することに当たるとは思えない。関係者の名前、場所など、個人が特定されるものを除いて、体罰の内容に

関する部分については開示を求めたい。特に、当該教諭が発言した言葉については、それを開示することによって、個人情報保護の利益が侵害され、特定されるとは思われない。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第7条第2号（個人に関する情報）又は同条第6号ニ（行政運営情報）に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定している。

そして、同条第2号では、「非開示情報」として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同条第6号ニでは、非開示情報を「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの」と規定している。

- (2) これを本件処分についてみると、事故者の氏名、生年月日、年齢、性別及び担任学級の部分並びに体罰等を受けた者の氏名、生年月日、年齢、学年及び学級の部分並びに関係者等の氏名及び住所の部分については、特定の個人を識別することができる情報である。

そして、事故者の職層、担当教科、校務分掌及び教職年数の部分並びに事故発生日、事故発生後の対応月日及び事故発生場所の部分並びに事故発生場所を推測し得る記載の部分については、これらの情報を開示した場合、その関連性から事故者や関係者が特定される可能性があることから、特定の個人が識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

よって、本件非開示部分の一部は、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

- (3) 本件開示請求情報は、ある特定の区立学校において、教職員の服務事故であると思料される事案が発生したことにより作成された報告書や連絡票である。当該文書は、教職員への処分の必要性や加重を判断する基礎となるものであって、人事管理に係る重要な文書であるといえることができる。当該文書の作成にあたっては、学校長及び教育委員会が事故の当事者及び関係者へ事情聴取を行っており、関係者等の保護の観点や適切な事実関係を把握する必要性から、聴取の内容は秘匿性の高い情報であり、公にされないものとして取り扱う旨、聴取を受ける関係者等に約束しているものである。

そして、本件非開示部分の一部には、事故関係者からの具体的な事情聴取の内容、事故の発生した経緯、事故に対する実施機関の対応が記載されている。これらを開示すると、人事管理において実施機関が必要とする情報や判断基準を公にすることとなり、人事管理の公正さが損なわれるおそれがある。また、関係者等との信頼関係を損なうこととなり、ひいては、今回と同様の事案が発生した場合、不利益を恐れた関係者等が事情聴取に応じなかったり、虚偽の申告を行ったりと実施機関が報告書を作成するために必要な事実関係を把握できなくなることが考えられる。

よって、本件非開示部分の一部を開示すると、公正かつ円滑な人事管理に支障をきたすおそれがあるから、条例第6号ニに該当するものとして実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

- (4) 次に、請求人は、〇〇であることを理由に本件非開示部分の開示を求めている。これは、請求人が、〇〇であることを示し、その立場から本件非開示部分について「知る権利」があるので、非開示部分が開示されるべきと主張するものと解される。

確かに、行政情報の開示制度は、区民の「知る権利」を保障するとともに、区が区政に関し区民に説明する責務を全うすることを目的とするものであるから、行政情報は開示を原則とするものである。

しかしながら、「知る権利」を保障するという理念にあっても、区が保有する行政情報の中には、公にすると個人のプライバシーや企業の利益を侵害したり、行政の公正・適正な運営に支障が生じ、ひいては区民全体の利益を損なうことになるものなどがあり、例外的に非開示とせざるを得ないものもある。

また、行政情報の開示請求制度は、何人に対しても請求の目的の如何を問わず請求を認めているものであり、開示請求者が誰であるかは考慮されない。そのため、個人に関する情報が記録されているものは、当該本人にも非開示とすることが条例第7条第2号の趣旨である。よって、情報が記録されている本人から開示請求があった場合又は本人以外の者が本人の同意を得て開示請求した場合であっても、同号の規定に該当するときは非開示とするものである。

よって、請求人が〇〇であったとしても、上記(2)及び(3)のとおり、実施機関は条例第7条第2号及び第6号ニに該当することを理由に本件処分を行っていることから、請求人の主張には理由がない。

- (5) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、「平成30年11月14日付起案30世教指第835号「教職員の服務事故について(報告)」一式」と認められる。

次に、審査請求書によると、請求人は、本件非開示部分を全て開示する旨を主張している一方、実施機関は本件処分において、本件非開示部分を非開示とした

理由につき、条例第7条第2号（個人に関する情報）又は同条第6号ニ（行政運営情報）に該当する旨を主張している。よって、当審査会は、本件非開示部分が条例第7条第2号（個人に関する情報）又は同条第6号ニ（行政運営情報）に該当するか否か、以下のとおり判断する。加えて、請求人は、〇〇であることを理由に本件非開示部分の開示を求めているため、この点についても判断する。

（2）条例第7条第2号の該当性について

本件審査請求対象文書を当審査会が見分したところ、本件非開示部分の一部には、事故者の氏名、生年月日、年齢、性別及び担任学級並びに体罰等を受けた者の氏名、生年月日、年齢、学年及び学級並びに関係者等の氏名及び住所が記載されていることを確認した。当該部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、同号に該当すると認められる。

次に、本件非開示部分の一部には、事故者の職層、担当教科、校務分掌及び教職年数並びに事故発生日、事故発生後の対応月日及び事故発生場所並びに事故発生場所を推測し得る情報並びに事故に係る詳細な状況等が記載されていることを確認した。当該部分のうち、事故発生後の対応月日及び事故発生場所を除く部分については、開示する場合、他の情報と合わせることでより事故者や関係者が特定され得るおそれがあることから、特定の個人が識別され得る情報であり、そうでない場合であっても、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号に該当すると認められる。

一方、事故発生後の対応月日として非開示にされている部分には、事故発生後の実施機関による事故者及び関係者への事情聴取並びに東京都教育委員会への報告等が行われた月日が各々記載されていることを確認した。当該部分のうち、事故発生日と同日の部分については、開示することにより、事故発生日を推知され得ることとなり、ひいてはそれらから事故者や関係者が特定されるおそれがあることから、特定の個人が識別され得る情報であり、同号に該当すると認められる。しかし、当該部分は、必ずしも事故発生日と同日ではない。事故発生日と同日でなければ、当該部分から事故発生日を推知することは容易であるとはいえない。よって、事故発生後の対応月日のうち、事故発生日と同日の部分を除く部分については、同号に該当しないため、開示すべきである。

また、事故発生場所として非開示にされている部分には、本件事故が発生した学校名及び場所が記載されている。当該部分のうち、学校名及び当該学校に特有の教室名については、開示することにより事故者や関係者が特定され得るおそれがあることから、特定の個人が識別され得る情報であり、同号に該当すると認められる。しかし、当該部分のうち、学校に特有の場所ではなく、様々な学校において一般的に存在する体育館等の場所の名称については、その部分の記載のみをもって当該学校を識別し得るとは言い難い。よって、事故発生場所のうち、学校名及び当該学校に特有の教室名を除く部分については、同号に該当しないため、開示すべきである。

（3）条例第7条第6号ニの該当性について

続いて、当審査会が審査請求対象文書を見分したところ、本件非開示部分の一部には、事故者及び関係者からの具体的な事情聴取の内容並びに事故の発生し

た経緯及び事故に対する実施機関の対応に係る内容が記載されていることを確認した。これらの情報は、教職員への処分の必要性や軽重を判断する基礎となるものであり、実施機関の人事管理に係る重要な文書であるといえることができる。

なお、当該文書の作成にあたっては、実施機関として正確な事実関係を把握することがとりわけ重要であるため、学校長及び教育委員会が事故の当事者及び関係者へ詳細に事情聴取を行っている。この聴取において、関係者等の発言内容を保護する必要があることはもとより、そもそも聴取の内容は秘匿性が高く公にされないものとして取り扱う旨、聴取を受ける関係者等に事前に約束したうえで実施機関が実施しているものである。

実施機関が主張しているとおりに、本件非開示部分の一部を開示した場合、人事管理において実施機関が必要とする情報や判断基準を公にすることとなり、人事管理の公正さが損なわれるおそれがある。また、関係者等との信頼関係を損なうこととなり、ひいては、今後、実施機関において今回と同様の事案が発生した場合に、不利益を恐れた関係者等が事情聴取に応じなくなるおそれや事情聴取の際に関係者等が事実の過少申告や虚偽申告を行う等のおそれがあり、実施機関が報告書を作成するために必要不可欠な正確な事実関係を把握できなくなることが考えられる。

よって、本件非開示部分の一部を開示すると、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあり、同号ニに該当すると認められる。

(4) ○○による行政情報開示請求に対する決定の可否について

最後に、請求人は、審査請求書、反論書、さらには、口頭意見陳述において、○○を理由に本件非開示部分の開示を求めているため、それについても検討する。実施機関が推察するとおりに、当審査会においても、請求人は、○○であることを示し、その立場の重要性から本件非開示部分が開示されるべきと主張しているものと解する。

しかし、条例に基づく行政情報の開示請求制度は、請求の目的如何を問わず、何人に対しても請求を認めていることから、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。この条例の趣旨を鑑みると、開示請求者本人が条例に基づき開示請求をした場合、本人以外の者が本人の同意を得て開示請求をした場合又は本件のように○○という密接な関わり合いのある者が開示請求をした場合であっても、開示請求の対象文書のうち、条例第7条各号に該当する非開示情報が含まれている場合には非開示にせざるを得ないものである。

当審査会は、請求人の主張内容から判断すれば、自己情報の本人開示等に該当すると考えるが、その場合、条例の制度とは別の個人情報保護制度において、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第19条に基づき自己情報の開示請求をすべきである。

これらのことから、請求人が○○であることを本件審査の考慮に入れた場合においても、実施機関は条例の規定に基づき、条例第7条第2号又は同条第6号ニに該当することを理由に本件処分を行っていることから、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件非開示部分を条例第7条第2号又は同条第6号ニに該当するとして本件処分を行った実施機関の判断は妥当であるが、以下の別表の部分につ

いては、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

別表

文書名	開示すべき部分
平成30年11月14日付 起案30世教指第835号 「教職員の服務事故について（報告）」一式	・ 事故発生後の対応月日のうち、事故発生日と同日の部分を除く部分 ・ 事故発生場所のうち、学校名及び当該学校に特有の教室名を除く部分

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和2年3月23日	(諮問第114号) ・ 審査庁(世田谷区教育委員会)から諮問を受けた。
令和2年6月11日	(令和2年度第1回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和2年7月27日	(令和2年度第2回審査会) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和2年10月19日	(令和2年度第3回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年11月16日	(令和2年度第4回審査会) ・ 請求人から意見の陳述を受けた。 ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年3月22日	(令和2年度第7回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年3月22日	(答申第114号) ・ 審査庁(世田谷区教育委員会)に答申した。